

■2026年度A日程 一般入学試験 法律科目試験「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

本問は、最判昭和54年1月25日民集33巻1号26頁に即して、請負契約における建物の所有権帰属と賠金請求の可否を問う問題である。

【設問】(1)について

CのAに対する甲の引渡請求は、所有権に基づく物権的返還請求権の行使であると考えられる。そこで、本問では、甲の所有権の帰属と、その前提となる乙の所有権の帰属を検討しなければならない。

一 「Cは、自らの費用と労力で乙を建築し、Bから代金の支払を受けていないのだから、乙はCの所有物である。」とする点について

乙の所有権の帰属に関しては、本問では、以下の3つの考え方の可能性がありうる。

① 材料主義（請負人帰属説）の考え方から、特約が存在せず、下請人Cが自らの費用と労力で乙を建築し、元請人Bから請負代金の支払を受けていない以上、乙はCの所有に帰する（大判昭和7年5月9日民集11巻824頁）。

② 注文者AがBに（乙に相当する＝工事の進捗状況に相当する）請負代金を支払っていれば、材料主義の考え方から、請負代金の支払により注文者と元請人の間に注文者帰属の特約の存在が推認される（大判昭和18年7月20日民集22巻660頁）。下請人Cは元請人Bの履行補助者的立場に立ち、この特約に下請人は拘束されるため（最判平成5年10月19日民集47巻8号5061頁）、注文者帰属の結論が導かれる。したがって、乙はAの所有に帰する（乙につきCは無権利者となる）。

③ 注文者帰属説の考え方から、元請代金、下請代金の支払の有無に拘わらず、そもそも乙は注文者Aの所有に帰する（乙につきCは無権利者となる）。

以上を踏まえて、Cの主張は①に基づくものと考えられる。これに対して、②の見解や③の見解からの反論がありうるであろう。

二 「その後、Dが引き続き乙を工事して、甲を完成させたとしても、やはり甲はCの所有物のままである。」とする点について

仮に、①の見解に基づいて、乙がCの所有に帰したとする。建築途中の建物は、屋根と周壁を備えれば独立した不動産となる（大判昭和10年10月1日民集14巻1671頁）。それに至らない建物（建前）は、動産として取り扱われる。本問では、乙の周壁は未完成のままで、乙は建前として、C所有の動産となる。

Cが放置した乙について、Aから依頼を受けたDが工事を続行して、甲建物を完成させている。ここで、Dの工事により乙に動産の付合が生じて、甲建物が成立したと考えると、主たる動産乙の所有者たるCが甲の所有権を取得することになる（民243条本文）。引き続き、Dの工事により不動産の付合が生じて甲建物が完成したと考えると、未完成建物甲の所有者たるCが完成建物甲の所有権を取得することになる（民242条本文）。Cの主張は、以上の見解に基づくものと考えられる。

しかし、このような場合、判例（最判昭和54年1月25日民集33巻1号26頁）によれば、動産

加工の規定に基づいて、建物の所有権帰属が決定される。Dの工事により乙に動産加工が生じて、甲建物が成立したと考えると、Dの提供した材料と工作により増加した価値が、乙の価値を大幅に上回ると考えられるので（完成した甲の価値は400万円程度であり、乙の価値は100万円程度であった）、甲はDの所有に帰する（民246条2項）。以上より、判例によれば、Cの主張は認められないことになる。

なお、[2]や[3]の見解によれば、そもそも乙はAの所有に帰する。完成建物甲について、Cが所有権を取得する余地はなく、Cの主張は認められないことになる。

【設問】(2)について

一 「Cは、自らの費用と労力で乙を建築し、Bから代金の支払を受けていないのだから、乙はCの所有物である。」とする点について

これは、設問(1)で論じたとおりである。

二 「仮に、Aが甲の所有権を取得したとしても、これには乙の価値が含まれているのだから、AはCにその価値を金銭で支払わなければならない。」とする点について

[1]の見解では、乙はCに所有に帰しており、他方で、これが動産加工により建物甲に吸収され、Aの所有に帰することになる（民246条2項）。この場合、乙の価値に関して、CのAに対する償金請求権の行使が問題となり得る（民248条）。

これに対して、[2]や[3]の見解では、そもそも乙はAの所有に帰する。この場合、乙の価値に関して、CのAに対する償金請求権の行使は問題となり得ない。しかし、乙の価値に関して、CのAに対する不当利得返還請求権の行使が問題となり得る（民703条以下）、とする見解もありうる（吉田克己「請負における所有権の帰属」千葉・潮見・片山編『Law Practice 民法II（第4版）』124頁以下）。なお、この見解に従うと、[1]の見解において、CのAに対する償金請求権の行使と併存して、CのAに対する不当利得返還請求権の行使が問題となり得る、と解することも可能であろう。

以上を踏まえて、本問では、AがBに対して（乙に相当する=工事の進捗状況に相当する）請負代金を支払っている。ここで、CのAに対する（乙の価値の）支払請求を認めると、Aに二重払いを強いることになり、不適切であると考えられる。したがって、本問では、乙の価値に関して、CのAに対する支払請求は認められないと解するのが穩当であろう（最判平成7年9月19日民集49巻8号2805頁）。

以上